

平成24年7月26日

## 廃P E Tボトルの不適切な輸出の防止について（再徹底のためのお知らせ）

経済産業省 産業技術環境局 環境指導室

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室

平成18年1月27日付けで「「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物」（平成10年環・厚・通告示第一号）について」で、廃P E Tボトルのバーゼル法に係る該非判定等を次のとおり定め、これを両省のホームページに公表するなどにより、廃P E Tボトルの不適切な輸出の防止を図ってきたところです。

### （3）該非判断

本品目は告示別表第1の3の項の第1号イ（4）「ポリエチレンテレフタートのくず」に該当し、規制対象外。ただし、告示別表第1の3の項の第1号で規定されている「再生利用するために調整された」ことを確認することが必要であり、再生利用ができるような分別、洗浄、裁断等が行われていることを確認する。

【告示別表第1の3の項の第1号イ（4）（ポリエチレンテレフタートのくず（B3010））】

### （4）備考

生ゴミ等の分別されていない家庭ゴミが少量でも混入している場合には、条約附属書IIに該当することとなり規制対象となる。

上記の「再生利用するために調製された」の解釈については、分別、洗浄、裁断等の調製が行われていることが考えられる。分別については、P E T及びキャップ、フィルム以外のものが混入しないこと。洗浄については、目視で内容物が確認できない状態であることが必要。裁断についての大きさは問わない。

なお、P E Tボトルを圧縮したもの（ベール状）については、ボトルの中に飲み残しや汚れがある場合には洗浄されているとは判断できないため「再生利用するために調製されたもの」とは言えないが、目視で内容物が確認できない状態にまで洗浄されていれば規制対象外となる。

注）上述は、「告示別表第1」等、便宜上、英数字で標記している。

平成19年度から23年度の5ヶ年間、経済産業省及び環境省が行政サービスとして実施している事前相談において、廃P E Tボトルの相談量が増加するとともに、廃P E Tボトルの中でも、粉碎物以外のものが急増しています。また、中華人民共和国は、2011年1月31日付けで「輸入飲料用廃P E Tボトルベールの環境保護制御要求（試行）」（別添）を公告し、一定の条件で廃P E Tボトルベール品の輸入を認めることとしたことから、今後、我が国からのこれら貨物の輸出が増加する可能性があります。仮に、これら廃P E Tボトル（ベール状のものを含む）の中に、飲み

残し等の液体や汚れがある場合は、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」や相手国の国内規制に違反しているとして、シップバックされる懸念があります。

そのため、廃P E Tボトルを、そのままの形状で、又はペール状で、我が国から輸出する場合には、確実に洗浄されていることを確認することの徹底を、再度、お願いします。

なお、これら廃P E Tボトルの中に、液体等の内容物が確認された場合には、その廃P E Tボトル（圧縮されたものを含む）のみならず、輸出しようとする同一貨物の廃P E Tボトル全般が、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（同法は、一般的に「バーゼル法」と呼称されています。）に該当する疑義ある貨物として取り扱われることに、ご留意ください。このような場合は、入手（排出）経路の特定、及び当該告示別表第三に掲げる物のいずれにも該当しないことの証明を求めることとなります。

#### 参考)

- ① 廃P E Tボトル等の不適切な輸出の防止について（通知）

（平成17年1月19日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長）

[http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/tuti\\_h17.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/tuti_h17.pdf)

- ② 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物」（平成10年環・厚・通告示第一号）について

（平成18年1月27日、経済産業省産業技術環境局環境指導室、環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室）

[http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/pet\\_handan.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/pet_handan.pdf)

- ③ 「廃P E Tボトルの不適切な輸出の防止について」

（平成18年1月27日、経済産業省産業技術環境局環境指導室）

[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/10/pdf/exp\\_pet.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/pdf/exp_pet.pdf)

環境保護部  
国家品質監督検査検疫総局公告

公告 2011 年第 11 号

『輸入飲料用廃 PET ボトルベールの環境保護制御要求（試行）』  
の公布に関する公告

飲料用廃 PET ボトルベールの輸入管理業務を規範化するため、『固体廃棄物汚染環境防止法』に基づき、ここに『輸入飲料用廃 PET ボトルベールの環境保護制御要求（試行）』を公布し、公布の日から施行する。

付属書：輸入飲料用廃 PET ボトルベールの環境保護制御要求（試行）

2011 年 1 月 31 日

キーワード：環境保全、汚染防止、飲料用 PET ボトルベール、環境保護、公告

付属書

輸入飲料用廃 PET ボトルベールの環境保護制御要求（試行）

一. 適用範囲

『中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防止法』の徹底化を図り、原料として利用可能な飲料用廃 PET ボトルベールの輸入により発生する環境汚染を制御するため、本要求を制定する。

本要求は、「原料として利用可能な固体廃棄物目録」（以下、目録）における飲料用廃 PET ボトルベールの輸入管理に適用する。

本要求の試行期間中、「四、環境リスク制御要求」は非強制的な施行であるが、各検査実施機関は、関連指標に対する検査の結論を提出すること。

二. 定義

(一) 「飲料用廃 PET ボトル」とは、ポリエチレンテレフタレート (PET) ボトルの製造過程において発生する未使用の不良品と、ミネラルウォーター・ピュアウォーター・炭酸飲料・ジュース・果汁乳飲料・ビール等の飲料が充填されていたが、加工処理によって洗浄された空 PET ボトルの本体（簡

単な剪断又は切断等の加工を施しているが、完全には粉碎されていない破損・破裂・割れのある PET ボトルの本体及び断片を含む) をいう。これには、ボトル本体に附属するキャップとラベルが含まれるが、完全に粉碎処理され、洗浄加工された清潔な(单層)飲料用 PET ボトルの粉碎片(目録の「PET の切削屑及び端材は、飲料用廃 PET ボトルベールに含まれない」に該当するもの)は含まれない。

(二) 「飲料用廃 PET ボトルベール」とは、前項にいう「飲料用廃 PET ボトル」を圧縮・梱包して箱状に成形したものをいう。

### 三. 環境保護制御要求

輸入飲料用廃 PET ボトルベールは、『原料として利用可能な輸入固体廃棄物の環境保護制御基準—廃プラスチック』(GB 16487.12-2005) に適合するものとし、第 4.4 条、第 4.5 条及び第 4.6 条は、次に掲げる要求事項に従って強制執行する。

(一) 輸入飲料用廃 PET ボトルベールは、次に掲げる不純物の混入を厳しく規制し、総重量が輸入飲料用廃 PET ボトルベール重量の 0.01%を超えないようにすること。

1. アスベスト廃棄物又はアスベスト含有廃棄物。
2. 焼却された又は一部が焼却された廃プラスチック、消火剤で汚染された廃プラスチック。
3. 感光物質含有フィルム。
4. 飲料用廃 PET ボトルを除く、その他の密閉容器。
5. 廃棄電気・電子製品、廃電池。

(二) 使用済みの飲料用廃 PET ボトルは、液体の流出がなく、加工処理(切断・破断・転圧又は圧縮等)によって当初の使用目的への回復が不可能であり、著しい異臭や汚れがないものであること。

(三) 非飲料(食用油・調味料・農薬・化学品・薬品・その他の有毒物質等)を充填したことのある PET ボトルの混在を禁ずる。

(四) 上述の各条文に定める廃棄物のほか、輸入飲料用廃 PET ボトルベールは、その他の不純物(古紙・廃木片・廃金属・廃ガラス・廃ゴム・キャップ及びラベルを除く非 PET プラスチック・非 PET 材質のプラスチックボトル・金属層を塗布したプラスチックフィルム又はプラスチック製品等の廃棄物を含む)の混入を規制し、総重量が輸入飲料用廃 PET ボトルベール重量の 0.5%を超えないようにすること。

### 四. 環境リスク制御要求

任意の輸入飲料用廃 PET ボトルベール 1 個から代表試料を抜き取り、『固体廃棄物の溶出毒性の溶出方法 水平振とう法』(HJ 557-2010)に基づいて粉碎した後、溶出試験を行う。溶出液の指標は、表 1 の規制値の要求に適合すること。

表 1 輸入飲料用廃 PET ボトルベール溶出液の指標規制値

指標	pH 値	BOD <sub>5</sub>	COD	浮遊物質 (SS)
規制値	6~9	≤30 mg/L	≤100 mg/L	≤30 mg/L

## 五. 検査

本要求の検査関連条項で言及されている検査方法は、国務院品質監督検査検疫部門が制定を担当する。